

○西東京市いじめ防止対策推進条例

平成27年12月17日

条例第59号

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

これまでも西東京市は、いじめは人権侵害であり、絶対に許されるものではないことを認識し、児童等が主体的にいじめについて考え、行動することができるようにするため、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう人権教育の充実を図ってきました。しかし、いじめはどの学校でも、どの児童等にも起こり得るものであり、今まで以上にいじめの防止等のための取組を確実に推進する必要があります。

このような認識の下、西東京市市民憲章（平成16年西東京市告示第11号）本文にある「このまちを たがいに助けあう 優しいまちにしたい」の実現に向け、いじめの防止等のための対策を更に推進し、いじめを許さない心を育みます。

西東京市は、児童等がいじめを知り得た場合は、放置することなく、大人や他の友達に知らせてすぐにやめさせる等、主体的に行動できる態度を養い、児童等が安心して生活することができる環境の実現を目指して、ここに、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について基本理念を定め、西東京市（以下「市」という。）、西東京市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市及び教育委員会のいじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える

行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等 いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を組織的に行うことをいう。

(3) 学校 西東京市立学校設置条例（平成13年西東京市条例第75号）別表に定める小学校及び中学校をいう。

(4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等が安全かつ安心をして学校における生活その他の日常生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等が、いじめが人権侵害であり絶対に許されるものではないことと正しく認識し、いじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、常に児童等の状況を把握し、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校、市、教育委員会、東京都（以下「都」という。）、地域住民、家庭その他の関係者及び関係機関の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、都並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進しなければならない。

（教育委員会の責務）

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、いじめの防止等に関する基本的な考えを当該学校に在籍する児童等の保護者及び地域住民に明らかにし、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に万全を期すとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処しなければならない。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、児童等の教育について第一義的責任を有するものであり、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(西東京市いじめ防止対策推進基本方針)

第9条 市及び教育委員会は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を西東京市いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(西東京市いじめ問題対策連絡協議会)

第10条 市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、西東京市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 協議会は、学校、教育委員会、田無警察署、小平児童相談所その他いじめの防止等の関係者をもって組織する。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会)

第11条 教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、附属機関として西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

4 対策委員会は、学校において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

6 対策委員会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(西東京市いじめ問題調査委員会)

第12条 西東京市長（以下「市長」という。）は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、西東京市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査（以下「再調査」という。）を行い、

その結果を答申する。

- 3 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、第1項に規定する報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のもののうちから、市長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。
- 5 調査委員会の委員の任期は、市長が委嘱したときから、第2項に規定する答申が終了するときまでとする。
- 6 市長は、調査委員会を設置したとき、及び第2項に規定する答申があったときは、これを西東京市議会に報告する。
- 7 前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、平成28年4月1日から施行する。